

平成25年9月17日

# 八王子ミニバスケットボール連盟規約

## 第一章 名称

第1条 本会は、八王子ミニバスケットボール連盟と称し、事務局を「~~事務局長総務宅~~」に置く。

## 第二章 目的

第2条 本会はミニバスケットボールの普及・発展・技術の向上・会員相互の親睦を図る。

## 第三章 組織

第3条 本会は登録された八王子市のミニバスケットボールチームをもって組織する。

## 第四章 事業

第4条 本会は目的達成のため下記の事業を行う。

- (1) 八王子市内でのミニバスケットボールの大会
- (2) 各種講習会及び交歓会
- (3) ミニバスケットボールの指導ならびに普及に関すること
- (4) 八王子市に関わる団体の主催する事業等への協力・支援
- (5) その他、本会の目的達成に必要な事業

## 第五章 役員

第5条 本会は、下記の役員を置く。

- |                |                   |               |
|----------------|-------------------|---------------|
| <del>(1)</del> | <del>会長</del>     | <del>1名</del> |
| <del>(2)</del> | <del>副会長</del>    | <del>1名</del> |
| (1)            | 理事長               | 1名            |
| (2)            | 副理事長              | 2名            |
| (3)            | <del>事務局長総務</del> | 1名以上          |
| (4)            | 常任常務理事            | 若干名           |
| (5)            | 理事                | 必要数           |
| (6)            | 監査、顧問             | 若干名           |

~~第6条 会長、副会長は、理事会の推薦によって就任する。  
会長は本会を代表する。副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その~~

~~職務を代行する。~~

第7条 顧問は本会の発展に寄与する者を理事会の推薦により、会長理事長がこれを委嘱する。

~~顧問は本会の監査を兼ねる。~~

第8条 理事長、副理事長、事務局長総務、常任常務理事は理事会より選出し、会長が理事会総会にてこれを承認する。

理事長は本会の全ての業務を統括し、協会連盟の運営を行う。

副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故あるときは、その職務を代行する。

また、副理事長は監査も兼ねる。

第9条 理事長、副理事長、事務局長総務、常任常務理事は理事会を構成し、業務を企画運営する。

常務理事以外の理事も、理事会へ任意で出席することができる。

第10条 役員の任期は原則2年とする。役員の重任、再任は妨げない。

役員に欠員を生じたときは、その補充をする。

補充された役員の任期は前任者の残留期間とする。ただし、選出は理事会で行う。

## 第六章 総会

第11条 総会は会長理事長が招集し（実務は総務にて実施）、下記の事項を行う。

- (1) 前年度の収支決算及び事業報告
- (2) 新年度の収支予算及び事業計画
- (3) 役員の選出、推薦、承認又は解任
- (4) 規約の変更
- (5) 規定の設定、変更又は廃止

## 第七章 理事会

第12条 理事会は、理事長が招集し（実務は総務にて実施）、本会の運営上必要な事項を決定する。

理事会開催前に、方針決定や事案確認などのため必要に応じて事前会議を招集し、その参加者は、理事長、副理事長、総務及び、必要に応じたアドバイザーとする。

第13条 理事会は、理事長、副理事長、事務局長総務、常任常務理事の過半数の出席をもって成立する。

欠席しても委任状等による委任があれば出席したものとして扱う。

決議は多数決によるものとし、同数の場合は理事長が決定する。

第14条 規約の改正を必要とするときは、理事会で検討し、総会において承認を得る。

## 第八章 登録・加盟

- 第 15 条 本会への加盟希望チームは、毎年度毎に本会に登録手続きを行うと共に、登録費を納入しなければならない。登録費は、登録の時期に関わらず、年度ごとに一定額とする。  
本会の年度は4月1日から翌年の3月31日とする。
- 第 16 条 登録できる選手は八王子市に在学、在住を原則とする。  
やむを得ない事情がある時は、ケース毎に理事会で協議し、決定する。
- 第 17 条 登録のない者及びチームは本会に関する協議競技会に参加できない。
- 第 18 条 追加登録を行う場合は、その都度書面をもって登録するものとする。

## 第九章 会計

- 第 19 条 本会の経費は、登録費、運営費、事業収入、補助金、寄付金、その他の収入をもってこれに充てる。
- 第 20 条 本会の加盟チームは、理事会で決定した登録費、運営費を納入しなければならない。  
納入金は理由を問わず一切返還しない。  
但し、天災等の理由により、理事会の判断で競技会等を中止とした場合はこれに依らず、納入金の扱いを理事会にて協議・決定する。
- 第 21 条 本会の予算、決算は、会計年度毎に会計担当理事が作成し、総会で報告する。
- 第 22 条 本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

## 第十章 補則

- 第 24 条 この規約に関する細則は、理事会の議決を経て別に定める。
- 第 25 条 この規約の改正によって役員の変更がある場合には、新役員が決定されるまで在籍者が企画運営に当たる。

※この規約は昭和 61 年 5 月 11 日より施行する。  
※平成 25 年 9 月 17 日一部改正。  
※令和 4 年 4 月 1 日一部改正。

## ＜細則＞

第十章 補則 第24条に定めるもので下記の通り細則を追加する。

### 細則 1

第二章 目的 第2条 について、

近年ミニバスケットボールの取り巻く環境が変化し多様化しているため、本会の考へえ方を整理する。選手である子供達を最優先で考へえ、加盟クラブの選手(子供)がのびのびと活動出来ることが、『ミニバスケットボールの普及・発展・技術の向上』につながる。その環境を整えるため会員相互の親睦を出来るだけ図ることが必要である。

### 細則 2

第四章 事業 第4条

(3) ミニバスケットボールの指導ならびに普及に関することについて

近年、社会情勢の変化により選手(子供)へのバスケットボールの指導について、様々な配慮が必要となっている。が、本会は加盟クラブ内への関与は原則行わない立場とする。~~であるが、トラブルがあった時には加盟クラブと選手(子供)並びにその保護者からの意見を聴集し、八王子市のミニバスケットボールの普及を考慮した活動を行う。また、加盟クラブ指導者の情報交換の場を提供して、本会の発展に寄与するものとする。~~

### 細則 3

第五章 役員

ここで定める役員の責務について、選任された本会の役員は本会の趣旨を理解し、本会の発展のために積極的に活動をする必要がある。また、その活動は本会に加盟するクラブの模範となり、本会及び加盟クラブの活動を阻害するものであってはならない。

~~役員が果たせなくなった場合、役員本人からの申し出により理事会の承認を得て、任期途中でも辞任することが出来るものとし、また、本会規約違反や役員にふさわしくないと理事会で判断された場合、理事会より解任を通告できるものとする。ただし、辞任及び解任については本会の総会によって最終的に承認されることに変わりはない。~~

### 細則 4

第八章 登録・加盟 第16条 について

本会は八王子市の選手(子供)達に、バスケットボールをする機会を与えることを最優先に考えることから、登録出来る選手(子供)は八王子市在学、在住を原則としている。

近年少子高齢化によって、選手(子供)の人数も減少していることも考慮し、今後、理事並びに加盟クラブなどの意見により、議論をして行くものとする。また、選手の移籍について本会は加盟クラブまたは他クラブ間の選手(子供)移籍は特に規定を設けておらず、選手(子供)は自由に移籍出来るものとして

いる。ただし、移籍元と移籍先のクラブが相互に了承を得ることが大切である。つまり、チーム間の移籍は、移籍をする選手（子供）だけでは無く、移籍元の選手（子供）への配慮もしたうえで、円満に進めることが望ましいと考える。

以下に、仔細を記す。

(1) 市外選手（注1）においては、以下のいずれかの条件を満たせば、入部・移籍後の在籍期間に問わず、本連盟主催の大会への参加を認める。

- ① 市外チーム（注2）に在籍実績（注3）がない児童。
- ② 市外チームに在籍実績があり、4年生以下の児童。
- ③ 市外チームに在籍実績があり、5・6年生の児童で理事会にて承認された児童。

（1チームの構成人数に満たない場合などを考慮）

尚、ひよこカップ、フェスティバルにおいては、市内外の選手の制限は行わない。

注1）東京都に限定しない、近隣の八王子市以外の市町に在住かつ在学の児童。

注2）八王子市のチーム：八王子市内に活動拠点があり、八王子市内に在住もしくは、在学の児童を含む構成であるチーム。

市外チーム：上記に該当しないチーム。

注3）バスケットボール教室等も含む。

(2) 児童が所属チームが変わる場合は、両チームの了解を必要とする。

(3) 以上から外れる場合は、理事会で協議する。

~~（1）近隣の八王子市非在住かつ非在学の児童は、1年間以上のチーム所属実績があれば、本連盟主催の大会への参加を認める。チームは、当該選手がチーム登録した時点で速やかに理事会（総務）へその旨を伝え、その後1年間以上チームでの活動実績により大会への参加が可能となる。~~

~~（注）近隣の八王子市非在住かつ非在学の児童とは、東京都に限らず近隣の他市町の児童をいう。~~

~~（2）八王子市在住または在学の児童のみで1チームを構成できない場合は、理事会の承認を得て、近隣の八王子市非在住かつ非在学の児童の参加を認める。~~

~~（3）児童が所属チームが変わる場合は、両チームの了解を必要とする。~~

~~（4）以上から外れる場合は、理事会で協議する。~~

※第一版 細則の制定 令和4年4月1日

※令和5年4月1日 細則4の仔細全面見直し。